

(写)

人 委 第 109 号

令和 8 年 10 月 13 日

三 重 県 議 会 議 長 藤 田 宜 三 様

三 重 県 知 事 一 見 勝 之 様

三 重 県 人 事 委 員 会

委 員 長 浅 尾 光 弘

職 員 の 給 与 等 に 関 す る 報 告 及 び 勧 告

三重県人事委員会は、地方公務員法第 8 条第 1 項、第 14 条第 2 項及び第 26 条の規定に基づき、人事管理及び職員の給与について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。